

個別論点に関する国内外の先行事例の比較

	EUETS (第1～2フェーズ)	EUETS (第3フェーズ以降)	米国連邦 (KL法案)	東京都制度
1.対象期間	第1フェーズ：2005-07年 第2フェーズ：2008-12年	第3フェーズ：2013-20年	2013-50年 (2013/16年に対象範囲を拡大)	第1計画期間：2010-14年度 第2計画期間：2015-19年度 以後、5年度ごとに設定
2.排出枠の総量	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国政府が策定し、欧州委員会が承認する、国別割当計画(NAP)にて排出枠総量を設定 NAPでは京都議定書目標達成状況等を踏まえて、総量を決定 割当の結果、 <ul style="list-style-type: none"> 第1フェーズ：2005年排出量比+8.3% 第2フェーズ：2005年排出量比▲5.6% 	<p>排出枠の総量は欧州全域レベルで設定し、2008-2012年の中間値から毎年1.74%直線的に減少させる</p> <p>2020年時点で05年比▲21%</p>	<p>排出枠の総量は、ETS対象部門のGHGが2005年比で2013年に4.75%、2020年に17%、2030年に42%、2050年に83%削減されるように設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに業務産業部門の排出量を2000年比で25%削減する目標により設定 第1計画期間の削減義務率は6%又は8%。(削減取組の進んだトップレベル事業所については、削減義務率を1/2又は3/4に減少)
3.対象ガス	CO2(第2フェーズは、一部の国においてN2O等を追加)	CO2,アルミ生産起源PFC,硝酸等起源N2O	GHG7ガス	エネ起CO2(その他のガスは、遵守に利用可能、取引は不可)
4.排出枠の設定対象	<p>発電、産業、航空</p> <ul style="list-style-type: none"> 川下を対象とする 電力は直接を対象とする 燃焼施設については熱入力(20MW以上)、産業施設については生産容量による裾きりを設ける 	<p>左記に加え、アルミ、化学、CCS等を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加される産業施設についてはほぼ全業種で、熱入力(20MW以上)による裾きりを設ける 	<p>発電、産業、運輸、CCS</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上と川下の組み合わせ(発電や大規模産業については川下、家庭用/輸送用燃料等は川上で捉える) 電力は直接を対象とする 産業部門の工場・事業場についてはほぼ全業種で、年間25,000t-CO2以上の裾きりを設ける 	<p>都内の大規模事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力は間接を対象とする エネルギー消費量が原油換算年間1,500kℓ以上(3か年度連続)
5.排出枠の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> グラントファザリングによる無償割当を基本とする 発電および新規参入者に対し、ベンチマークにより割当 第2フェーズは、オークションを実施した国もある 	<ul style="list-style-type: none"> オークションを基本とする 発電：原則100%オークション 産業：オークションの比率を2013年20%から2020年70%、2027年100%と 	<ul style="list-style-type: none"> ETS対象事業者のうち、エネルギー価格高騰の抑制を目的に、2029年まで、一部の発電事業者、天然ガス供給会社、石油精製者に無償割当を行う 国際競争力にさらされるセクタ 	<p>削減義務量を上回って達成された、削減実績に対して排出枠を事後的に交付</p>

			<p>高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際競争力にさらされるセクターに対しては、ベンチマークによる割当 	<p>一に対しては、2029年まで、ベンチマークによる割当</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外は、無償割当やオークション収益の配分を通じ、消費者保護や技術開発等に使用 	
6 費用緩和措置	バンキング	フェーズ内のバンキングは可能。第1フェーズから第2フェーズへのバンキングは不可能	可能	可能	可能
	ボロイーニング	不可能（但し、排出枠の償却時期が次年の排出枠交付時期より遅いため、実質、運用上は1年間に限り可能）	同左	5年後の排出枠まで利子付きでボロイーニング可能	不可
	外部クレジット	CDM/JI クレジットの利用可能（加盟国政府が設定する上限以内）	<ul style="list-style-type: none"> 第2フェーズで上限まで利用しなかったCDM/JIクレジットを利用可能 EU全体の2020年削減目標を20%から30%に引き上げた場合、追加的に必要になる削減の半分まで、CDM/JI/国際合意に参加する第三国のクレジットを利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 年間20億t-CO2を上限として、国内外のオフセットクレジットが利用可能 ▶ 海外クレジットは、償却量の25%を上限とする ▶ 2018年以降は国内クレジット：海外クレジット=4：5の重み付けを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジットの利用可能 取引価格の高騰時に都内中小クレジットとの組み合わせ等の条件のもと、京都クレジットの利用を検討
	国際リンク	EU-ETSと整合的かつ総量目標を掲げるキャップ&トレード制度とのリンク可能	同左	総量削減義務を課し、算定・オフセット等で本制度と同等の厳しさを持つ制度とのリンク可能	なし
7 その他	遵守ルール	<ul style="list-style-type: none"> 第1フェーズ€40/t-CO2、第2フェーズ€100/t-CO2の罰金等 排出枠の償却義務は免除されない 	<ul style="list-style-type: none"> €100/t-CO2（消費者物価指数に連動）の罰金等 排出枠の償却義務は免除されない 	<ul style="list-style-type: none"> 市場価格の2倍の課徴金等 排出枠の償却義務は免除されない 	<ul style="list-style-type: none"> (1)義務不足量の1.3倍の調達義務 (2)(1)が果されない場合、50万円を上限とする罰金等
	算定/検証/報告	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング報告ガイドラインに則り算定報告 第三者検証を受ける 	同左	連続煙道排ガスシステム(CEMS)による直接計測を基本とする	<ul style="list-style-type: none"> 算定や検証のガイドラインに則り算定報告 第三者検証を受ける
	登録簿	国別登録簿と一体のものとして整備	同左	排出枠追跡システムおよびオフセット登録簿を整備	削減量口座簿を整備（運用は2011年度から）
	市場監視	指令では定めなし（加盟国政府の運用に委ねられる）	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は毎年、市場機能に関する報告書を提出 欧州委員会は2010年末まで 	<ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引委員会(CFTC)が市場の監督を行う ▶ 取引参加者は、CFTCに登録 	特になし

			にインサイダー取引や市場操作が行われていないかを分析し、必要に応じて対応策を講じる	➤ CFTC 監督下の取引機関および清算機関を通じて取引	
国・地方の関係	加盟国の一部では、EUETS がカバーする排出量に対して、別の規制により排出を抑制（例 英国 CRC）	同左		<ul style="list-style-type: none"> ・本制度開始後は、州レベルのキャップ&トレードを禁止 ・州制度の排出枠と本制度の排出枠の交換を行う 	大規模排出源を国が、それ以外を地方自治体がカバーする制度を提案
製品 LCA 評価等	なし	同左		なし	なし
ポリシーミックスの在り方	加盟国の一部では、環境税、EUETS カバー外の排出量に対する排出量取引制度等を実施	同左		法案の中では、原子力、石油・ガスのオフショア開発、CCS 開発普及などの政策についても規定	中小規模事業所（報告書制度等）、家庭（太陽光熱の普及等）、運輸等でも取組を実施